

# 京都府

## 食の安心・安全推進条例のあらまし

安心して

つくる

たべる

ために



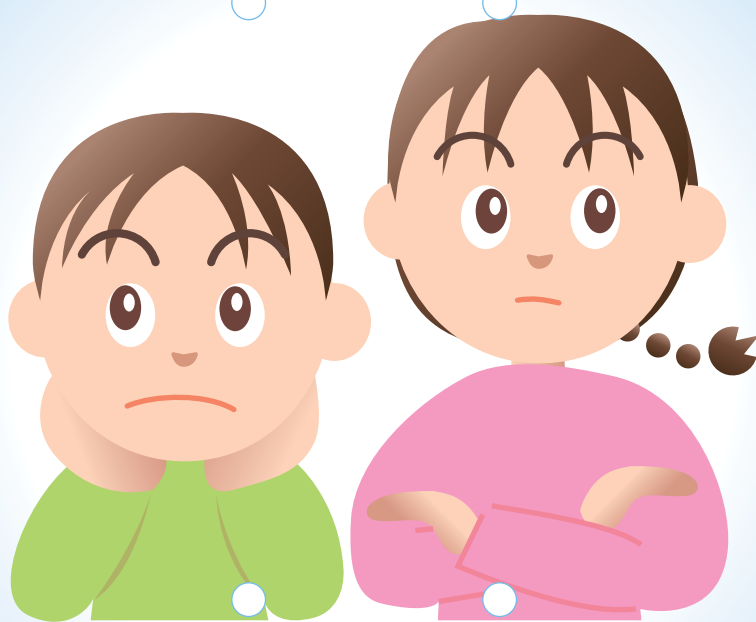
消費者の目線に立って  
「食」の安心・安全対策を進めます

京都府

# これまでは

安全な食品とわかっていても  
なにか不安だな…

もっと食品の生産・流通の  
情報があれば安心だけど…



BSE (牛海綿状脳症) や  
残留農薬などが心配だな…

食品の表示は  
正しいのかしら…

## 条例を制定しました!!

- ◎情報公開を徹底します! ◎生産から消費まで一貫した食の安心・安全対策に取り組みます!
- ◎食品の安全性を確保するための3つの措置を行います! ◎府民参画を促進します!
- ◎食の安心・安全審議会を設置します! ◎みんなで食の安心・安全を支えます!

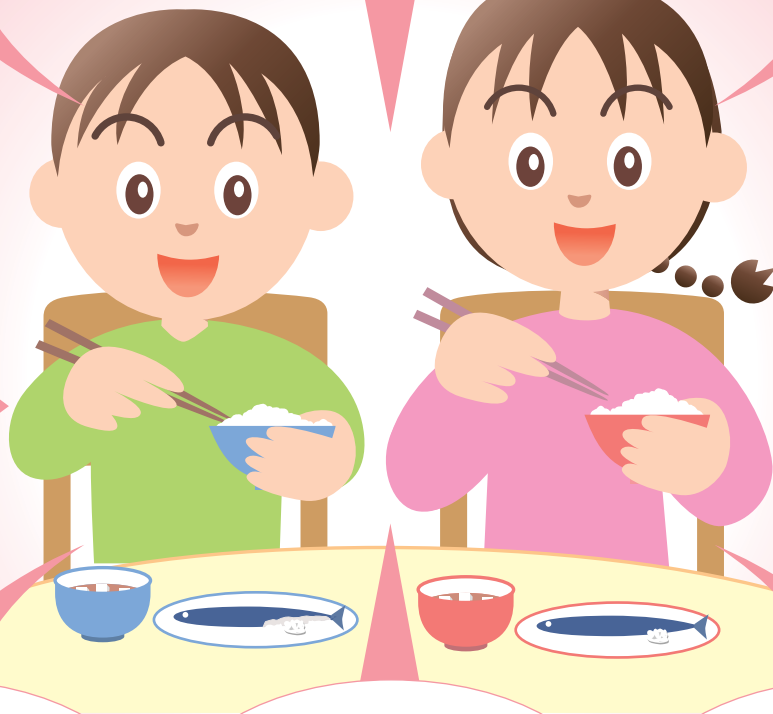
※詳しくは、ページをめくって御覧ください。

# これからは

情報が公開されて、  
みんなの取組が  
よくわかるね!

生産から消費まで  
一貫した食の安心・安全  
対策が行われるんだ!

府民参画で  
行動計画が  
つくられるのよ!



より高い安全性を確保  
するため、食品関連事業者の  
取組が支援されるよ!

食品関連事業者と  
消費者との交流が  
促進されるよ!

府民の意見が  
府の施策に  
反映されるのね!

府民の健康保護が最も重要であるという基本的認識の下に、  
食の安心・安全の確保に関する取組を進めます。(前文、1条)

# 情報公開を徹底します！

情報が公開されると、  
食品の安全性が分かるので、  
安心できるわね！

基本理念に積極的な情報公開  
を明記しました。

府・食品関連事業者の情報提供  
を進めるとともに、情報の共有  
化により食の安心・安全を確保  
します。(1条)

※食品関連事業者とは  
農林漁業者、食品加工事業者、流通事  
業者など食品に携わる全ての事業者の  
ことです。

情報の記録、提供等への支援  
を行います。

卵などで、生産・流通履歴が分  
かるトレーサビリティシステム  
の取組を進めます。(7条)

京都府

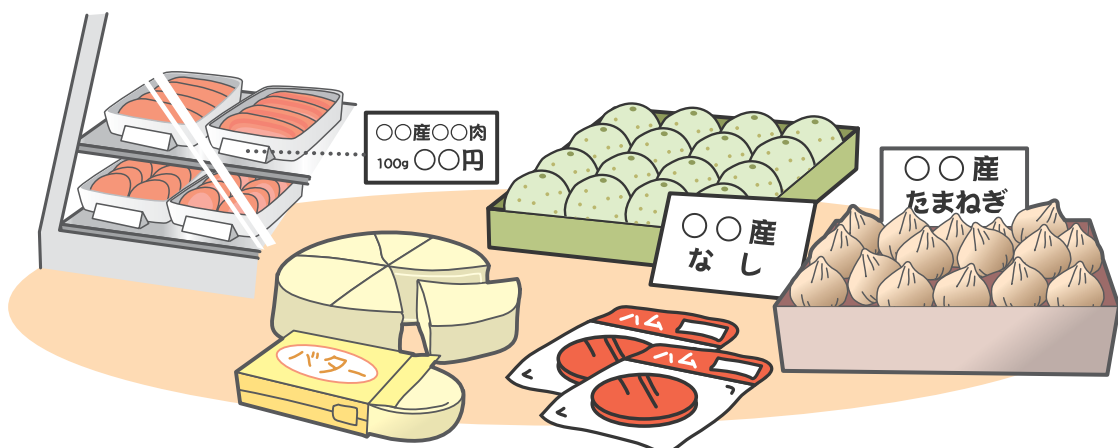
情報提供が食品関連事業者の  
責務であることを明記しました。

食品関連事業者は、正確で適切  
な情報を提供しなければなりませ  
ん。(3条)

情報の収集・提供を促進し  
ます。

府は、府民に対する情報提供を  
積極的に行います。(13条)

食品等の適正な表示の確保に取り組みます(9条)



# 生産から消費まで一貫した食の安心・安全対策に取り組めます!

食品の安全性を  
もっと高めよう!

府民にもっと  
信頼してもらえるように  
努力しよう!

食品関連事業者

## 食品関連事業者に対する 支援・啓発

安全性向上に取り組む食品関連  
事業者・食品を登録し、公表します。

食品の品質管理と生産情報の  
両方に関する基準を満たす食  
品関連事業者・食品を登録し、  
府民に情報提供します。(7条)

CSR(企業の社会的責任)  
の取組を支援します。

法令順守をはじめ、会社等の信  
頼を一層高める取組の啓発・  
支援を行います。(8条)

安全性向上への支援を行いま  
す。

食品の品質管理手法である「京  
の食品安全管理プログラム」  
の普及などを行います。(6条)

京都府

行動計画を策定し、生産から消費まで一貫した対策を行います。(5条)

京都府

# 食品の安全性を確保するための3つの措置を行います!

## 農林水産物に関する措置

万一、禁止農薬等が使用された場合には、その農林水産物を流通させない措置をとるよう生産者に義務づけました。(17条)

京都府の農林水産物は  
キッチリ管理されている  
から安心だね。



ワン!

## 遺伝子組換え食用作物に関する措置

遺伝子組換え作物については、安心対策をしっかりと行っていく必要があります。

遺伝子組換え食用作物の栽培者に

- ①説明会等による周知
- ②栽培計画の知事への報告
- ③一般食用作物との交雑防止措置

を義務づけました。(18条)



ツー!

## 緊急時の安全性調査等

健康への悪影響が懸念される場合、未然に防止するための緊急措置を行います。(19~21条)

府民の健康保護を  
最優先に考え、必要な措置を  
行います。



スリー!

# 府民参画を促進します！



みんなで考えよう、  
取り組もう  
食の安心・安全！

## 施策の提案

府民からの提案を検討します。  
(23条)



しっかり聞きます！

## 施策に対する意見の反映

意見交換会などを開催し、府民の意見を施策に反映させます。  
(22条)

すぐ調べます。



## 危害情報の申出

食品の安全性や表示に問題がある場合、府民は申出ができます。  
(24条)

## 食の安心・安全審議会を設置します！

- ◎府民・食品関連事業者の代表や学識経験者で構成します。
- ◎府の施策について調査・審議を行ったり、府に意見を述べたりします。
- ◎行動計画の実施状況を評価します。(25条)

もっと  
食の安心・安全について  
みんなで考えよう！



# みんなで 食の安心・安全を支えます!

食の安心・安全のために、  
みんなが役割や責務を果たす  
ことが大切だね!

## 府民の役割

- ◎知識と理解を深め、食品の選択に際し、合理的に行動できるよう努める。
- ◎施策への意見表明など積極的な役割を果たす。

(4条)



## 連携・交流を促進します (11条)

### 府の責務

- ◎総合的な施策を策定し、計画的に実施

(2条)

### 食品関連事業者の責務

- ◎食の安心・安全の確保について第一義的責任を有していることを認識し、必要な措置を適切に実施
- ◎正確かつ適切な情報の提供

(3条)

このパンフレットや条例に関するお問い合わせは

## 京都府 食の安心・安全プロジェクト

TEL:075-414-5652

FAX:075-414-4939

メールアドレス / [nosei@mail.pref.kyoto.jp](mailto:nosei@mail.pref.kyoto.jp)

条例の詳しい内容は  
京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/shokupro/index.html>)  
で御覧いただけます。